

平成29年3月20日

北空知地区・宗谷地区・道北地区・旭川地区
第1種チーム代表者 様

旭川地区サッカー協会
会長 太田英司

平成29年度知事杯道北ブロック予選大会開催のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、知事杯道北ブロック予選大会を下記の通り開催いたします。知事杯全道大会出場及び、天皇杯決勝大会に出場できる条件を備えているチームは、期日厳守で手続きをしてください。

敬具

平成29年度知事杯道北ブロック予選大会 開催要項

1. 期 日 平成29年6月4日（日）・18日（日）
2. 会 場 東光スポーツ公園球技場
3. 主 催 旭川地区サッカー協会
4. 後 援 旭川市・旭川市教育委員会・（公財）旭川市体育協会
5. 参加資格 ①大会年度に、第1種に加盟登録した団体（チーム）で、『第35回知事杯全道サッカー選手権大会（7月22日（土）、23日（日）に1・2回戦の予定）』に出場できる条件を備えていること。
②日本サッカー協会に加盟登録された上記①のチームに選手登録されていること。
※代表チームには全道大会への参加を義務づける。今年度道北ブロック代表枠は3チーム。
※地区協会への登録が4月末日までに済まされていること。なお、追加登録については5月18日（木）14時（エントリー変更期限の1週間前）までとする。
6. 競技方法 ①トーナメントにより地区代表決定戦まで実施する。
②試合時間は90分（45－15－45）とする。勝敗の決しない場合は、ペナルティキック方式にて次戦への進出チームを決める。ただし、代表決定戦のみ、30分間の延長戦を行い、なお決しない場合は、ペナルティキック方式により代表チームを決める。また、ハーフタイムのインターバルは15分とする。
7. 競技規則 ①大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会競技規則により実施する。
②選手のエントリーは30名までとする。
③各試合毎の出場選手登録は交代要員7名を含め18名とし、3名までの交代が認められる。申込用紙に記載されたチーム役員の6名までのベンチ入りを認める。
④警告・退場については（公財）日本サッカー協会の規定による。
⑤主審より退場を命ぜられた選手・役員は次の1試合の出場を自動的に停止し、以後の処置については、知事杯道北ブロック予選大会規律委員会の裁定に従う。

8. 参加申込 ①参加チームは次項の手続きを5月9日（火）12時までに完了すること。
②大会参加料 10,000円
「チーム名」「事務担当者名」を明記の上、下記参加料振込先口座へ振込むこと。

参加料振込先 旭川信用金庫 銀座支店 普通 0466856
口座名 旭川地区サッカー協会 大会申込口
理事長 山 岸 健 人 (やまぎし たけと)

- ③所定の参加申込用紙に入力の上、下記までメールで申し込むこと。

◆旭川地区サッカー協会ホームページから参加申込書をとること。

afa200468@yahoo.co.jp

旭川地区サッカー協会 事務所 宛

9. 組み合わせ ①主催者において、5月9日（火）に行う。
②前年度代表チームが参加の場合はシードする。
10. 帯同審判 出場チームは公認サッカー審判員2名を2回戦まで必ず帯同させること。その氏名、資格等を参加申込書に記載すること。帯同審判はベンチ入りする者と兼ねることを認める。
帯同できない場合は、1名につき8,500円(2名の不帯同で、17,000円)を前項8に納めること。
11. 選手変更 選手のエントリー変更は、5月25日(木)14時までに、3名を限度として認める。変更された申込書とともに、変更した氏名をメールに明記し前項8に送付すること。
12. マッチミーティング ①各会場毎に、試合開始1時間前に大会本部にて両チーム立ち会いで、マッチ・コーディネーション・ミーティングを行う。このミーティング前までに選手証(写真貼付)を添えてエントリー表を本部に提出すること。※何らかの事由により、選手証を試合当日に確認できない場合、電子選手証(顔写真が確認できること)および電子選手証の写し(顔写真の確認ができるもの)により確認が取れた場合は出場を認める。選手証が無い選手の出場を認めない。
②参加申込書に記載の監督及びチーム代表者のいずれかが必ず出席すること。
③前項②の出席が不可能な場合は、会議開催前までに理由書ならびに代理出席者の氏名を届けること。無断で欠席した場合は没収試合とする。
13. その他 ①ユニフォームは色違いの2着(フィールドプレイヤーとGKそれぞれ異色のもの、計4種)を用意する。
②審判と類似のユニフォームの色の上衣及びパンツを用いることはできない。また、パンツとストッキングの両方が黒または濃紺の場合も認められない。
③参加資格に違反したり、その他に不都合な行為があった場合は、そのチームの出場を停止する。以後の処置については知事杯道北ブロック予選大会規律委員会において裁定する。
④大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。